料金表

(標準供給条件)



【業務用電力A·業務用季時別電力A】

標準供給条件14(業務用電力)(5)イの基本料金および電力量料金は以下の とおりといたします。

1 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

(1) 業務用電力A

±11	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,008円80銭
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,900円80銭
につき	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,836円00銭

(2) 業務用季時別電力A

却 	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,008円80銭
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,900円80銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,836円00銭

2 電力量料金

(1) 業務用電力A

	夏季料金	その他季料金
標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	12円75銭	11円84銭
標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	11円68銭	10円87銭
標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	11円58銭	10円77銭

(2) 業務用季時別電力A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イピーク時間

	標 準 電 圧 6,000 ボルトで 供給を受ける場合	16円64銭
1キロワット 時 に つ き	標準電圧 20,000 ボルトで 供給を受ける場合	15円04銭
	標 準 電 圧 60,000 ボルトで 供給を受ける場合	14円89銭

口昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち,夏季に使用された電力量には夏季料金を,その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円22銭	13円28銭
標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	12円89銭	12円06銭
標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	12円76銭	11円96銭

ハ夜間時間

	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	8円90銭
1キロワット 時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	8円43銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	8円36銭

【産業用電力A・産業用季時別電力A】

標準供給条件15(産業用電力)(5)イの基本料金および電力量料金は以下の とおりといたします。

1 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

(1) 產業用電力A

契 約 電 力 1 キロワット	標準電圧 6,000ボルトで供給 を受ける場合	2,008円80銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給 を受ける場合	1,900円80銭
につき	標準電圧 60,000ボルトで供給 を受ける場合	1,836円00銭
	標準電圧100,000ボルトで供給 を受ける場合	1,771円20銭

(2) 産業用季時別電力A

契約電力 1キロワット	標準電圧 6,000ボルトで供給 を受ける場合	2,008円80銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給 を受ける場合	1,900円80銭
につき	標準電圧 60,000ボルトで供給 を受ける場合	1,836円00銭
	標準電圧100,000ボルトで供給 を受ける場合	1,771円20銭

2 電力量料金

(1) 產業用電力A

		夏季料金	その他季料金
	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	12円28銭	11円41銭
1キロワット時につき	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	11円30銭	10円51銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	11円19銭	10円42銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	11円09銭	10円32銭

(2) 産業用季時別電力A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イピーク時間

	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	16円64銭
1キロワット	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	15円04銭
時につき	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	14円89銭
	標準電圧100,000ボルトで 供給を受ける場合	14円76銭

口昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち,夏季に使用された電力量には夏季料金を,その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円22銭	13円28銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	12円89銭	12円06銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	12円76銭	11円96銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	12円65銭	11円85銭

ハ 夜 間 時 間

	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	8円90銭
1キロワット	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	8円43銭
時につき	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	8円36銭
	標準電圧100,000ボルトで 供給を受ける場合	8円29銭

【臨 時 電 力】

標準供給条件16(臨時電力)(3)ロの電力量料金は以下のとおりといたします。

(電力量料金)

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

1 業務用電力の場合

	夏季料金	その他季料金
標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円76銭	13円66銭
標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円48銭	12円51銭
標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	13円36銭	12円39銭

2 産業用電力の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円19銭	13円14銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	13円03銭	12円08銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	12円89銭	11円97銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	12円77銭	11円84銭

【業務用自家発補給電力】

標準供給条件17(自家発補給電力)(I)ハイイ)の基本料金および電力量料金は 以下のとおりといたします。

1 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

却 	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,209円68銭
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	2,090円88銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	2,019円60銭

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

如处毒土	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	663円12銭
契約電力1キロワット	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	627円48銭
にっき	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	605円88銭

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、 その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

2 電力量料金

(1) 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料金
標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	13円76銭	12円75銭
標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	12円60銭	11円68銭
標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	12円48銭	11円58銭

(2) (1)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	16円54銭	15円27銭
1キロワット 時 に つ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	15円08銭	13円96銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	14円93銭	13円81銭

【産業用自家発補給電力】

標準供給条件17(自家発補給電力)(2)ハイイ)の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

	標準電圧 6,000ボルトで供給 を受ける場合	2,209円68銭
型 契約電力 1キロワット	標準電圧 20,000ボルトで供給 を受ける場合	2,090円88銭
につき	標準電圧 60,000ボルトで供給 を受ける場合	2,019円60銭
	標準電圧100,000ボルトで供給 を受ける場合	1,948円32銭

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契 約 電 力 1キロワット に つ き	標準電圧 6,000ボルトで供給 を受ける場合	441円72銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給 を受ける場合	417円96銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給 を受ける場合	403円92銭
	標準電圧100,000ボルトで供給 を受ける場合	389円88銭

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、 その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

2 電力量料金

(1) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	13円24銭	12円28銭
1 -	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	12円17銭	11円30銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	12円04銭	11円19銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	11円93銭	11円09銭

(2) (1)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
4 .	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	15円88銭	14円68銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	14円55銭	13円46銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	14円40銭	13円33銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	14円24銭	13円20銭

【予 備 電 力】

標準供給条件18(予備電力)(3)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、特別高圧で常時供給を受け、かつ、高圧で予備電力の供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率(3パーセントといたします。)で修正したものといたします。

		予	備	線	予	備	電	源
契 約 電 力 1 キロワット	高圧で常時供給を 受ける場合	7	5円6	0 銭	9	7 F	月 2	0 銭
につき	特別高圧で常時供 給を受ける場合	6	4円8	0 銭	1 0	8 F	9 0	0 銭

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率(3パーセントといたします。)で修正したものといたします。

【燃料費調整】

標準供給条件の燃料費調整の取扱いは以下のとおりといたします。

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入 品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値と いたします。

なお,平均燃料価格は,100円単位とし,100円未満の端数は,10円の 位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

- A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
- B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天 然ガス価格
- C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価 格

 $\alpha = 0.0053$

 $\beta = 0.1861$

 $\gamma = 1.0757$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下

第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

燃料費 = (27,400円 - 平均燃料価格) × $\frac{2 \circ$ 基準単価 1,000

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合 燃料費 = (平均燃料価格-27,400円) \times $\frac{2 の 基準単価}{1,000}$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は, ロ およびハの場合を除き, 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の 検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の 検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の 検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の 検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検 針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検 針日の前日までの期間
毎 年 1 1 月 1 日 か ら 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検 針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は,翌年の 2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検 針日の前日までの期間

- ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、各平均燃料価格 算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものと いたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。
- ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま(高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。)または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま(これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。)で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料 費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時 につき	高圧で供給を受ける場合	12銭7厘
	特別高圧で供給を受ける場合	12銭5厘

3 燃料費調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1(1)によって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、1(1)によって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

4 燃料費調整単価等の掲示

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たり

の平均原油価格, 1トン当たりの平均液化天然ガス価格, 1トン当たりの 平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務 所に掲示いたします。

【離島ユニバーサルサービス調整】

標準供給条件の離島ユニバーサルサービス調整の取扱いは以下のとおりといたします。

- 1 離島ユニバーサルサービス調整額の算定
 - (1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の 輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された 値といたします。

なお,離島平均燃料価格は,100円単位とし,100円未満の端数は,10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

- A=各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たり の平均原油価格
- B=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液 化天然ガス価格
- C=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石 炭価格

 $\alpha = 1.0000$

 $\beta = 0.0000$

 $\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの 平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当た りの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位 で四捨五入いたします。 (2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された 値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その 端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価=

$$(52,500$$
円 $-$ 離島平均燃料価格 $) \times \frac{2 \circ$ 離島基準単価 $1,000$

ロ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を上回り,かつ,78,800円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価=

(離島平均燃料価格-52,500円)
$$\times \frac{2 の離島基準単価}{1,000}$$

ハ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が78,800円を上回る場合 離島平均燃料価格は、78,800円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価=

$$(78,800 円 - 52,500 円) \times \frac{2 の離島基準単価}{1,000}$$

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された 離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間 に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電 気に適用いたします。

イ 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間は、口およびハの場合を除き、次のとおりといたし ます。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調 整 単 価 適 用 期 間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の 検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の 検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の 検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の 検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検 針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検 針日の前日までの期間
毎 年 1 1 月 1 日 か ら 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検 針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は,翌年の 2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検 針日の前日までの期間

- ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに 計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、各離島平均燃料価格 算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、 イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日 といたします。
- ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま(高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。)または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま(これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。)で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調

整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

2 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 厘
-------------	-----

3 離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1(1)によって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、1(4)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、1(1)によって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、1(4)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

4 離島ユニバーサルサービス調整単価等の掲示

当社は、1(1)の各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

【実 施 期 日】

この料金表は、平成31年4月1日から実施いたします。

【料金表の変更】

- 1 当社は、標準供給条件2 (標準供給条件の変更) にもとづき、この料金表を変更することがあります。
- 2 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。
- 3 1および2の場合には、契約期間中であっても、業務用電力A、業務 用季時別電力A、産業用電力A、産業用季時別電力A、業務用自家発補 給電力、産業用自家発補給電力および予備電力の基本料金および電力量 料金、臨時電力の電力量料金、燃料費調整ならびに離島ユニバーサル サービス調整の取扱いは、変更後の料金表によります。

【この料金表の実施にともなう切替措置】

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準供給条件23(料金の算定)および24(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。